

2023年3月17日

「<あしぎん>NISAで資産形成応援キャンペーン」の実施について ～地域のお客さまの資産形成を応援します～

足利銀行（頭取 清水 和幸）は、3月20日（月）より、「<あしぎん>NISAで資産形成応援キャンペーン」を実施しますので、下記のとおりお知らせいたします。

NISA制度は、お客さまの資産形成を支援するための制度であり、2024年1月からは新たなNISA制度が始まる予定です。足利銀行ではNISA制度を活用した長期・分散投資のご提案を通じて、地域のお客さまの資産形成をサポートいたします。

当行は、今後も多様化するお客さまのニーズにお応えできるよう、資産形成に役立つ商品・サービスの提供に努めてまいります。

記

名 称	<あしぎん> NISA で資産形成応援キャンペーン	
実施期間	2023年3月20日（月）～ 9月29日（金）	
取 扱 店	当行本支店 ※一部お取り扱いできない店舗があります。	
特 典	キャンペーン期間中に、以下の条件を満たした個人のお客さまに 現金最大2,000円プレゼント ※2023年12月29日（金）時点で、当行にNISA口座およびNISA口座に投資信託残高がある必要があります。なお、ジュニアNISAは対象外となります。	
	【条件①】 2023年1月1日（日）～9月29日（金）の期間中にNISA口座で投資信託を合計10万円以上購入された方 現金500円プレゼント	【条件②】 2023年3月20日（月）～9月29日（金）の期間中に、新たに当行でNISA口座を開設された方 現金1,500円プレゼント

◎キャンペーン条件等の詳細や投資信託に関するご留意事項については、別添のチラシにてご確認ください。

以 上

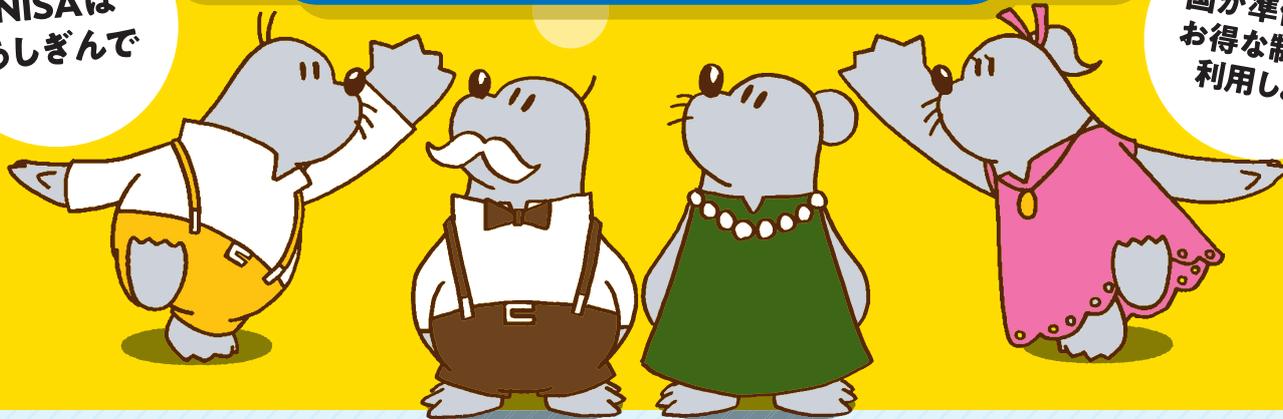
あしぎん

NISAで資産形成

応援キャンペーン

キャンペーン期間 / 2023年9月29日(金)まで

NISAは
あしぎんで



国が準備した
お得な制度を
利用しよう

最大現金 2,000円プレゼント!

個人のお客さまが対象となります

※2023年12月29日(金)時点で当行にNISA口座およびNISA残高がある必要があります。

2023年1月1日(日)~9月29日(金)の期間中に

NISA口座で投資信託を
合計10万円以上購入された方

もれなく現金500円
プレゼント!

2023年3月20日(月)~9月29日(金)の間に

新たに当行でNISA口座を開設された方には

さらに現金1,500円
プレゼント!

対象:NISA口座(一般NISA・つみたてNISA) ※ジュニアNISAは対象外となります。

《対象条件やご留意事項の詳細については裏面をご覧ください。》

あしぎん NISAで資産形成 応援キャンペーン

キャンペーン期間 / 2023年9月29日(金)まで

少額投資非課税制度
NISAとは

投資信託等の金融商品の運用利益が非課税となる
お得な制度です。..... NISAについて詳しくはこちら▶



《 キャンペーンの対象条件 》

個人のお客さまが対象となります ※2023年12月29日(金)時点で当行にNISA口座およびNISA残高がある必要があります。

2023年1月1日(日)~9月29日(金)の期間中に

NISA口座で投資信託を合計10万円以上購入された方

もれなく

現金500円プレゼント!

※ロールオーバーや既存投信の株式累積投資は購入金額には含まれません。※積立や期間中の複数回の購入は合算されます。

⊕ 2023年3月20日(月)~9月29日(金)の間に

新たに当行でNISA口座を開設された方には

さらに

現金1,500円プレゼント!

対象:NISA口座(一般NISA・つみたてNISA) ※ジュニアNISAは対象外となります。

口座開設条件

2023年1月1日時点において
18歳以上の個人のお客さま

ご利用条件

当行で投資信託口座を
お持ちであること

【キャンペーンに関するご注意事項】

●現金プレゼントは2024年の2月末までに指定預金口座へ入金いたします。●現金プレゼントのご入金時に「投資信託指定預金口座」が解約となっている場合は、現金プレゼントの対象外となります。●現金プレゼントにつきましては、課税対象となる場合がありますので、詳しくは税務署にご確認ください。●今後予告なくキャンペーン内容の変更や継続、または中止することがあります。●一般NISAおよびつみたてNISA口座の詳細については、当行の窓口またはホームページでご確認ください。

【NISA(少額投資非課税制度)全般に関するご注意事項】

●NISA口座は、原則全ての金融機関等を通じて、1人1口座しか開設できません(金融機関等を変更した場合を除きます)。金融機関等の変更は、一定の手続きのもとで可能ですが、各年において1つの金融機関でしか購入できません。また、NISA口座内で保有している株式投資信託を変更後の金融機関等に移管することはできません。●つみたてNISAと一般NISAは選択制のため、同一年に両方の適用は受けられません。また、つみたてNISAと一般NISA間の勘定の種類を変更する場合は、原則として1年毎(暦年単位)となります。●当行のNISA口座では、当行取扱いの国内公募株式投資信託(以下、「株式投資信託」といいます)のみが取扱対象となります。●すでに保有している株式投資信託をNISA口座に移すことはできません。●株式投資信託における分配金のうち元本払戻金(特別分配金)は、そもそも非課税であり、NISAによるメリットを享受できません。●株式投資信託における分配金の再投資分は、その年の非課税投資枠の対象となります。●株式投資信託の換金等をして非課税投資枠の再利用はできません。また、非課税投資枠のうち、未使用分を翌年以降に繰り越すこともできません。●NISA口座から特定口座や一般口座へ移管する場合、株式投資信託の取得価額は、その時点の時価となります。●NISA口座の取引で損失が発生しても、税務上ないものとされるため、他の課税口座における配当所得および譲渡所得等との損益の通算、損失の繰越控除もできません。

【つみたてNISA特有のご注意事項】

●買付は定時定額契約によるものとなります。当初買付分と分配金の再投資分を合わせた利用額は年間40万円までであり、40万円を超える場合、超過分は非課税対象になりません。●購入した投資信託の信託報酬等の概算値が、原則年1回通知されます。●基準経過日(つみたてNISA口座をはじめて開設した日から10年を経過した日、および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日)につみたてNISA口座を開設されたお客さまの氏名・住所を確認します。基準経過日から1年以内に確認ができない場合、つみたてNISA口座が利用できなくなる場合があります。

お気軽に足利銀行へご相談ください。

来店予約サービス(ライフプランに
関するご相談)

スマホから事前予約で専門スタッフにスムーズ相談



■あしぎんフリーダイヤル

0120-21-6556

受付時間/平日9:00~17:00(銀行休業日を除く)